

## ひみ景観インスタグラムフォトコンテスト 実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市の魅力ある「氷見らしい景観」を広く発信し、景観保全への意識向上と魅力ある景観資源の発見を目的に実施する「ひみ景観インスタグラムフォトコンテスト」(以下「フォトコンテスト」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事務局)

第2条 フォトコンテストの主催は氷見市が行い、事務局は建設部都市計画課に置く。

### (実施手法)

第3条 フォトコンテストは、スマートフォン向け写真共有アプリケーションのInstagramを用いて実施するものとする。

### (応募資格)

第4条 フォトコンテストの応募者は、第1条の趣旨に賛同する個人とする。

### (実施期間)

第5条 フォトコンテストの実施期間は、令和2年8月1日から令和3年1月31日までとし、投稿日が実施期間までを対象とする。

### (募集テーマ)

第6条 フォトコンテストの募集テーマは、氷見市に関する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自然の景観(氷見市内の海、川、山など自然の風景)
- (2) 歴史文化の景観(後世に残したいまちの遺産などの風景)
- (3) 賑わいの景観(祭りや行事、イベントなどで地域が活気のある風景)
- (4) 私の秘密の景観(自分しか知らないとおきな風景)

### (応募方法)

第7条 フォトコンテストの応募者は、次の各号に掲げる要件を遵守し、第6条のテーマに沿った画像をInstagramに投稿するものとする。

- (1) 応募者が取得したInstagramのアカウントを公開していること。
- (2) 投稿する画像がInstagram氷見市公式アカウント(以下「公式アカウント」という。)運用ポリシーの注意事項の内容に抵触しないこと。
- (3) 公式アカウントをフォローしていること。
- (4) 画像を投稿する際には、応募用ハッシュタグ「#ひみ景観フォトコン2020」を入力すること。ひみ景観フォトコンは全角とし、2020は半角とする。
- (5) 実施期間前に投稿した画像を応募する場合、応募用ハッシュタグを追加することで応募したこととなる。ただし、第8条の条項を満たすものに限る。

- (6) 画像を広く発信するために、投稿にあたりコメントや応募用ハッシュタグ以外のハッシュタグを自由に追加することができるものとする。

(投稿の制限等)

第8条 応募者は、1回の投稿につき画像添付は1枚までとし、投稿回数の制限は設けないこととする。

- 2 投稿する画像は、応募者が撮影し、他のコンテスト等で未入賞のものに限ることとする。
- 3 投稿する画像は、撮影時期の制限を設けないこととする。
- 4 人物を撮影した画像は、被写体となった者の了解を得たもののみ投稿できるものとする。
- 5 投稿する画像は、静止画像デジタルデータのファイルとする。(拡張子JPG形式等)
- 6 画像は、解像度変更、ホワイトバランスの補正、トリミングの補正、色調変更、明るさ調整の加工を施して投稿することができるが、組写真や合成処理画像は投稿することができないものとする。

(入賞作品)

第9条 本趣旨に適切な画像(以下「入賞作品」という。)に対し、賞を与えるものとする。

- 2 選定された画像を投稿した者(以下「受賞者」という。)には、市の予算に定める範囲内において、選定の結果に応じた賞品を提供することができるものとする。
- 3 受賞者が入賞作品として複数選定された場合、重複して賞品を提供できるものとする。
- 4 賞品の発送は日本国内に限るものとする。

賞の名称	選定数	賞品
グランプリ	1点	賞状、賞品(1万円相当)
準グランプリ	3点	賞状、賞品(5千円相当)
入選	10点	賞状、賞品(1千円相当)
特別賞	数点	賞状、賞品(協賛団体)

(審査)

第10条 審査は、審査員による厳正なる審査を行い、入賞作品を選定するものとする。

- 2 審査基準は、フォトコンテストの募集テーマに関し、本趣旨にあった「氷見らしい景観」とし、選定は、審査員の主観にて、良いと判断するものとする。ただし、写真の撮影技術を競うものではない。
- 3 前項の選定に関し、応募者は一切の異議を申し立てることができないものとする。
- 4 第7条及び第8条の要件を満たしていない画像および投稿は、選定の対象外とする。

賞の名称	選定数	審査員
グランプリ	1点	主催者および事務局
準グランプリ	3点	主催者および事務局
入選	10点	主催者および事務局
特別賞	数点	各協賛団体

(受賞者への連絡)

- 第11条 事務局は、Instagramのメッセージ機能を利用し、受賞者にその旨を連絡するものとする。
- 2 受賞者は、次に掲げる事項を市が指定する日までに事務局へ電子メールにて連絡するものとする。
- (1) 氏名
  - (2) 住所
  - (3) 報償の発送先
  - (4) 電話番号
  - (5) 投稿したInstagramアカウント名
- 3 市が指定した日までに連絡がない場合は受賞の権利が失効し、この場合は次点に良いと判断された画像を投稿した者を新たな受賞者とする。

(受賞者の公表)

- 第12条 市は、受賞者が決定した後、投稿された画像および受賞者のアカウント名を市ホームページ等において公表するものとする。

(費用の負担)

- 第13条 画像を投稿する際に必要なインターネットの通信料については、応募者が負担するものとする。

(個人情報の保護)

- 第14条 市は、応募者の個人情報を厳重に管理し、賞品の郵送以外の目的のために利用しないものとする。

(著作権等)

- 第15条 投稿された画像の著作権は応募者に帰属するが、氷見市は投稿された画像を必要に応じてトリミングの補正を行った後、市ホームページ、広報誌、公式アカウント、市が発行する印刷物等で利用することができるものとし、応募者はその旨に同意したものとみなす。
- 2 投稿された画像において肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合は、市は一切責任を負わず、応募者の責任によって解決するものとする。

(損害に対する責任)

- 第16条 市は、応募者の投稿により生じた損害等に対する責任は、その原因に問わず負わない。

(その他)

- 第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要領は、令和2年6月19日から施行する。